

聴覚障がい者コミュニケーション支援

伯耆町では、手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を無料で派遣し、聴覚障がいに関わるコミュニケーションを支援しています。

例えばこんなときに利用してください

- 病院、健康診断に行きたい
- 役場に手続きに行きたい
- 就職、転職関係の手続きをしたい
- 家を借りる手続きをしたい
- 入学式、学校の懇談会に参加したい
- 会議、講演会に参加したい など

対象者 聴覚障がいの身体障害者手帳所持者に限ります。
申込方法 申込書を郵送、FAXまたは持参してください。
申込期限 利用日の1週間前(緊急時を除く)
申込書 福祉課または下記申し込み先に設置しています。
費用 無料



【手話通訳者、手話奉仕員】

音声言語により意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者に対し、手話通訳を行います。

【要約筆記者】

意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者に対し、音声ではなく文字として伝えます。

【問い合わせ・申込み先】 特定非営利活動法人コミュニケーション支援センターふくろう
 〒683-0812 米子市角盤町1-116 ☎32-7338 FAX32-7392

ノロウイルスによる食中毒にご注意ください

最近ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎の患者が増加しており、同時期としては、過去10年間で、平成18年に次ぐ水準となっています。

年間の食中毒の約半分はノロウイルスによるものですが、そのうち7割は11月から2月に発生しています。下記の事項を参考に、ノロウイルス食中毒の予防に努めましょう。

ノロウイルス食中毒の特徴

感染経路

- 食品からの感染…ウイルスが蓄積した、加熱不十分な二枚貝などを食べる。
- 感染した人の調理などにより、汚染された食品を食べる。
- 人からの感染…感染した人のふん便やおう吐物からの二次感染
- 家庭や施設内などでの飛沫による感染

症状など

- 潜伏期間…感染から発症まで24～48時間
- 主な症状…吐き気、おう吐、下痢、腹痛、発熱など



予防のポイント

調理する人の健康管理

家族の健康状態に注意する。症状があるときは、食品を直接取扱う作業をしない。

作業前などの手洗い

トイレに行った後や調理を行う前には、必ず手洗いを行う。
 汚れの残りやすいところ(指先、指の間、爪の間など)をていねいに洗う。

調理器具の消毒

塩素消毒(家庭用漂白剤)または熱湯(85度以上で1分間以上)による消毒を行う。

【問い合わせ先】

健康対策課 健康増進室 ☎68-5536

岸本温泉ゆうあいパル営業時間のお知らせ

1月2日から3月31日までの間、岸本温泉ゆうあいパルの営業時間が変更になります。

なお、4月1日から12月29日までの間については、変更ありません。

期間	営業時間
1月2日～ 3月31日	10:00～20:30 (最終受付20:00)
4月1日～12月29日	10:00～21:30 (最終受付21:00)

【問い合わせ先】 岸本温泉ゆうあいパル ☎68-5526 FAX68-4659

e-Taxで確定申告される方は、電子証明書付き住基カードの申請をお早めに

インターネットを使った国税電子申告・納税システム[e-Tax]で確定申告をするには、電子証明書付き住民基本台帳カード(住基カード)が必要です。伯耆町では、住基カードの交付に2週間程度の期間がかかりますので、お早めに申請してください。

※電子証明書の有効期間は3年間です。期限が切れると電子申告ができませんので、平成21年以前に電子証明書を作成された方は、更新手続きが必要です。

住基カードって?



市区町村で交付される安全性に優れたICカードのことです。写真あり・なしの2種類があり、どちらかを選択できます。写真付き住基カードは、運転免許証などと同様に公的な身分証明書として利用できます。

電子証明書付き住基カードの申請から受け取りまでの流れ

(1)住基カードの交付申請

役場窓口で交付申請をしてください。代理人による申請も可能です。
<必要なもの>
 ①印鑑 ②顔写真(顔写真付きカードを希望の方、縦45mm×横30mm) ③本人確認書類(運転免許証やパスポートなど) ④手数料500円

(2)住基カード完成の通知受け取り

住基カードが完成したら、交付通知書兼照会書を郵送します。この書類をもって役場窓口へお出かけください。
 ※完成まで2週間程度かかります。

(3)住基カードの受け取り

役場窓口で住基カードをお受け取りください。
<必要なもの>
 ①交付通知書兼照会書 ②印鑑 ③本人確認書類
 ※暗証番号の登録が必要です。必ず本人がお出かけください。

(4)電子証明書の交付申請

電子証明書付きの住基カードが必要な方のみ、(3)に続き申請してください。
<必要なもの>
 ①住基カード ②印鑑 ③本人確認書類 ④手数料500円

(5)電子証明書付き住基カードの受け取り

(4)の手続き後10分程度で完了します。



申請・受け取り場所
 住民課、分庁総合窓口課

その他 電子証明書付きでない住基カードを既にお持ちの方で、新たに電子証明書の機能を付けたい場合や、期限切れによる更新手続きは、(4)から手続きを行ってください。

【問い合わせ先】 住民課 ☎68-3115

記帳・帳簿等の保存制度の対象者拡大

平成26年1月から、個人で事業(農業を含む)や不動産貸付などを行う全ての方は、記帳と帳簿などの保存が必要となります。



税務署では、記帳・帳簿などの保存制度の概要や記帳の仕方などを説明する「**記帳説明会**」を実施します。
 ※説明会への出席を希望される方は、米子税務署記帳指導担当までお問い合わせください。
 ☎57-3338

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。(http://www.nta.go.jp) (「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。) 【問い合わせ先】 住民課 税務室 ☎68-3114